

事務事業マネジメントシート(令和 5年度実績と令和 6年度計画)

令和 6 年 8 月 16 日 更新

事務事業名		市県民税課税事業					☐ マニフェスト 関連		☐ 全庁横断 課題関連		☒ 集中改革 プラン関連		
総合 計画 体系	政 策	1	自治の健康					所属部	市民生活部	課長名	森田 健二		
	施 策	3	財政の健全化					所属課	税務課	担当者名	木部、山崎、渡邊、高瀬、赤野		
	施策の柱	14	自主財源の確保					所属班	市税班	(内線)	1124		
予算科目		会計 一般	款 2	項 2	目 2	事業連番 11138	根拠 法令	地方税法・合志市税条例					
終了、開始年度		☐ 5年度で終了		☐ 5年度から開始		事業期間		☐ 単年度のみ ☐ 期間限定複数年度		☒ 単年度繰返 (開始年度 18 年度) (~ 年度)			

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	・地方税法(昭和25年)に基づき、個人市民税(個人県民税を含む)、法人市民税を適正に課税する事務。 ・就業構造の多様化、生活様式の変化で課税対象の把握が難しくなっており、毎年行われる地方税法改正で、課税も複雑な体系になっている。 ・e-TaxやeTAXによる国税・地方税の情報連携が進んでおり、個人の確定申告や法人市民税の申告も電子で行う数が増加している。 ・マイナンバー制度の導入による情報連携が進み、税情報の活用が増加している。 ・令和5年度に納付書へのQRコードの導入による共通納税システムの収納方法の拡大、令和6年度課税からは市県民税特別徴収の納税通知の電子化が予定されており、令和4年度から令和5年度にかけてシステム改修や試験運用が行われている。また、令和7年1月からは個人住民税の電子申告が計画されている。 ・平成31年3月の「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の成立に伴い、令和6年度から個人の市民税・県民税の均等割と併せて、年間1,000円の森林環境税(国税)を市が賦課徴収する。 ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度中に国が定める標準仕様に基づく基幹システムへ移行することが計画され、現在その準備をすすめている。
【業務の流れ】	【市県民税】(当初課税)⇒給与支払報告書総括票送付・收受⇒所得申告受付⇒紙データの入力業務委託⇒データの收受・取り込み作業⇒もれ申告書等データの電算入力⇒eTAXによる国税申告データ等の取込⇒課税処理(特別徴収、普通徴収) (随時課税)未申告者調査、扶養者調査、事業所課税、家屋敷課税、特徴から普徴あるいは普徴から特徴への異動に基づく月次更新処理など 【法人市民税】決算月に合わせて申告書及び納付書を送付(確定申告、予定申告、中間申告)、申告納税制度であるため申告書の内容及び納税額を確認する、企業の決算により経営が悪化した場合は、予定納税した税金の還付を行う。
【主な予算費目】	報酬(会計年度任用職員)、職員手当等、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金
【意見や要望】	納税者からの課税内容の問合せや、税金が高いなどの苦情が多い。 重要な自主財源の一つとして、なお一層の公平・公正な課税事務が求められている。

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1) 事務事業の目的と指標		新規・拡充区分	
①手段(主な活動) 5年度実績(5年度に行った主な活動)(DO)		6年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)	
【市県民税】2月中旬から1か月間、市内4か所で申告受付を行った。給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等の課税資料に基づき、当初課税を決定し、納税通知を発送した。特徴と普徴の異動や修正申告等に基づき月次で異動更新を行い納税を通知した。・納税義務者 31,665人(741人増)、うち特別徴収(年金含む) 27,302人(697人増)、うち普通徴収4,363人(44人増) 【法人市民税】各法人の事業期間終了時期に申告書と納付書を送付した。提出される申告書と納税を確認した。予定納税額より決算で経営が悪化した場合は税の還付を行った。無申告である法人を調査し、申告の勧奨を行った。		【市県民税】2月中旬から1か月間、市内4か所で申告受付を行う。給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、住民税申告書等の課税資料に基づき、当初課税を決定し、納税通知を発送する。特徴と普徴の異動や修正申告等に基づき月次で異動更新を行い納税を通知する。 【法人市民税】各法人の事業期間終了時期に申告書と納付書を送付。提出される申告書と納税を確認する。予定納税額より決算で経営が悪化した場合は税の還付を行う。無申告である法人を調査し、申告の勧奨を行う。	
① 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)		(単位)	予算の主な増減の理由
→ ア	課税資料処理数【市県民税】	件	地方税共通納税システムの対象税目拡大に伴う地方税共同機構負担金の増
→ イ	申告書を送付した件数【法人市民税】	件	
②対象(誰、何を対象にしているのか) ＊人や自然資源等 市民及び市内登録法人		②対象指標(対象の大きさを表す指標)	
		(単位)	
		→ ア	納税義務者数【市県民税】
		→ イ	市内登録法人数【法人市民税】
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 申告に基づき、適正に課税する		③成果指標(意図の達成度を表す指標)	
		(単位)	
		→ ア	未申告通知による申告件数【市県民税】
		→ イ	申告を行った法人数【法人市民税】
＊③成果指標設定の理由と 6年度目標値設定の根拠			
【市県民税】未申告の場合、国保税等に影響が出る場合もあるため、未申告者で通知により申告した件数を指標として設定した。			
【法人市民税】市内に事務所を設置している法人の全てが申告するものであるため、申告を行った法人数を設定した。			
			総トータルコスト 全体計画 ～ 年度
			0

(2) 各指標・総事業費の推移		単位	3年度 実績(決算)	4年度 実績(決算)	5年度 目標(当初予算)	5年度 実績(決算)	6年度 目標(当初予算)	7年度 予定	8年度 見込	9年度 見込
投 入 費 量	事 業 費	国庫支出金	千円					2,574		
		都道府県支出金	千円	27,029	24,286	38,556	32,757	35,370	44,093	47,284
		地方債	千円							
		その他	千円		4,351	93	4,268	3,500		
		繰入金	千円							
		一般財源	千円							
	(A) 事業費計		千円	27,029	28,637	38,649	37,025	41,444	44,093	47,284
		(A)のうち指定経費	千円	9,108	9,216	9,174	9,420	9,168	9,174	9,174
		(A)のうち時間外、特勤	千円	9,108	9,216	9,174	9,420	9,168	9,174	9,174
	人 件 費	正規職員従事人数	人	9	8	8	8	8	8	8
		延べ業務時間	時間	11,515	9,625	9,600	9,019	9,600	9,600	9,600
	(B) 人件費計		千円	45,023	36,632	38,246	32,847	38,246	38,246	38,246
	トータルコスト(A)+(B)		千円	72,052	65,269	76,895	69,872	79,690	85,530	89,039

合志市

事務事業名	市県民税課税事業	所属部	市民生活部	所属課	税務課
-------	----------	-----	-------	-----	-----

2 評価の部（CHECK）

*原則は 5 年度的事後評価、ただし複数年度事業は 5 年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	① 5 年度目標達成度評価	☒ 達成した ☐ 達成しなかった ⇒ 【理由】
	② 6 年度目標達成見込み	☒ 目標達成見込みあり ⇒ 【理由】 ☐ 目標達成は厳しい ⇒ 【理由と対策】 申告相談による未申告者への勧奨、税務署及び関係市町村からの情報収集等を行い未申告者を把握し、未申告通知（申告依頼）を送付しているため、目標を達成する見込みである。
有効性評価	③ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒ 【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒ 【理由】 申告制度のさらなる周知や申告相談など、未申告者を減らす努力を続けることで、成果の向上が期待できる。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある（具体的な手段、事務事業） ⇒ 【理由】 ☒ 他に手段がない ⇒ 【理由】 ☐ 統廃合・連携ができる ⇒ 【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒ 【理由】 地方税法、市税条例等の規定に基づく事務であり、類似事業はなく他に手段がない。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒ 【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒ 【理由】 事業費は個人市民税の課税業務（課税客体の把握（所得申告）、課税通知等）に係る最低限必要な経費を計上しているため、事業費の削減余地はない。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒ 【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒ 【理由】 市県民税を適正に課税する（申告書の收受、申告内容の入力・確認作業等を短期間で行う）には、現状の人員で事務を行う必要があり、人件費の削減余地はない。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒ 【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒ 【理由】 地方税法、市税条例等の規定に基づく事務であり、受益機会・費用負担は公平・公正である。
役割分担評価	⑧ 行政の役割分担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒ 【理由】 ☒ 役割分担は適正である ⇒ 【理由】 地方税法の規定に基づく市の固有事務である。

3 評価結果の総括（CHECK）

市の自主財源確保の大きな柱のひとつとして実施する市県民税課税事業を、人口が増加し課税客体も増えている中で、法に基づいて適正な課税算定を行うことができた。また、税の未申告者を減らすため、未申告通知の発送を行い、申告の動機づけを行った。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（ACTION）

(1) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可 ☐廃止 ☐休止 ☐目的再設定 ☐事業統廃合・連携 ☒事業のやり方改善（有効性改善） ☐事業のやり方改善（効率性改善） ☐事業のやり方改善（公平性改善） ☐現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）				(2) 改革・改善による期待成果 （廃止・休止の場合は記入不要） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
		コスト																										
		削減	維持	増加																								
成果	向上		○																									
	維持																											
	低下																											
(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策																												